

一般社団法人を活用した相続税対策

株式会社や有限会社などの持分のある法人は、蓄積した利益が株価に反映され、相続税の課税対象に取り込まれます。しかし、出資持分がない一般社団法人では、蓄積した利益は社員や設立者には帰属せず、相続税の対象外となるので利用価値のある法人と言えます。

<活用方法>

1、株式会社ではなく、一般社団法人で事業をし、将来発生する利益を蓄積していく。

2、不動産所有法人として活用（財産取得方法によって、以下のように課税関係が違います）

①個人若しくは法人から一般社団法人へ財産を譲渡した場合

譲渡当初は個人若しくは法人に譲渡代金が残るので相続税は減少しないが、将来発生する利益は、一般社団法人に内部留保されるため、相続税が増えないことになる。

（含み益のある財産の譲渡の場合は、個人若しくは法人の譲渡益に課税されます）

利益が多く発生する物件、含み益のない物件などが、長期的には対策となります。

②法人から一般社団法人へ財産を贈与した場合

法人株式評価減少による相続税減と、一般社団法人へ受贈益課税との節税比較になります。

③個人から一般社団法人へ財産を贈与した場合

個人は、贈与した分の相続財産が減少するが、みなし譲渡所得課税を受ける。

法人は、贈与者等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、一般社団法人を個人とみなして贈与税が課税される。法人の受贈益にも課税されるが、二重課税防止のため、支払った贈与税分は控除される。

（例）相続課税価格 15 億、相続人は子 2 人、1 億の財産を贈与したケース（H27 以降）
個人は、贈与前の相続税＝6 億 5,790 万、贈与後の相続税＝6 億 290 万で、5,500 万減少。
法人は、不当減少贈与税 5,040 万（法人税 4 千万は二重課税防止で 0）、差額 460 万は有利。

上記②、③は相続税の実効税率の方が高ければ贈与も有利となってきますが、最低でも法人税 40%との比較となるので、こちらも瞬間的な対策としてのハードルはかなり高い。

よって、活用方法としては、長期的に見て、利益の発生する財産移転で減少する相続税と、財産移転で発生する税金を比較し、有利不利の検討となります。

※解散時の残余財産について

一般社団法人の残余財産については、定款や解散後の社員総会の決議により帰属者を自由に決定できるので、最終的には、残余財産を取り戻すことが可能です。